

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）				資料 4												
修正箇所・＜頁＞	旧		新	備 考												
第 2 章第 2 節 旧＜ P 4 2 ＞	(2) 県木造住宅耐震診断改修等支援補助事業【都市整備課】 (追加) 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、住宅の耐震診断をして耐震改修を行う者に対し、その一部を補助する。 (追加) (追加) (資料 8－5－2 県木造住宅耐震診断支援事業) (資料 8－5－3 市木造住宅耐震改修支援事業) (追加) (追加)		(2) 県木造住宅耐震診断改修等支援補助事業【都市整備課】 <u>ア 市木造住宅耐震改修事業</u> 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、住宅の耐震診断をして耐震改修を行う者に対し、その一部を補助する。 <u>イ 市危険ブロック塀等撤去対策事業</u> <u>地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、避難路に面する危険ブロック塀等の除去又は設置を行う者に対し、その一部を補助する。</u> <u>ウ 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業</u> <u>地震や台風により、住宅の屋根瓦がはがれたり、吹き飛ばされる被害を防止するため、有資格者による耐風診断をして耐風の全面改修を行う者に対し、その一部を補助する。</u> (資料 8－5－2 県木造住宅耐震診断支援事業) (資料 8－5－3 市木造住宅耐震改修支援事業) <u>(資料 8－5－4 市危険ブロック塀等撤去支援事業)</u> <u>(資料 8－5－5 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業)</u>	新事業追加に伴う追記												
第 2 章第 4 節 旧＜ P 5 5 ＞	3 通信連絡体制の整備【総務課／ <u>広報情報課</u> 】 (略)		3 通信連絡体制の整備【総務課／ <u>企画政策課</u> 】 (略)	令和 6 年度組織再編に伴う修正												
第 2 章第 5 節 旧＜ P 7 7 ＞	第 8 (追加) 応急危険度判定体制の確立 【都市整備課／総務課】 (略) (1) 被災建築物等の応急危険度判定(居住継続の可否等の判断)を行う組織の確立、被災建築物・応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成 (2) 県及び関係団体との協力体制の推進 (3) 建築物等応急危険度判定に必要な資機材の備蓄等		第 8 <u>被災建築物</u> 応急危険度判定体制の確立 【都市整備課／総務課】 (略) (1) 被災建築物(<u>削除</u>) 応急危険度判定(居住継続の可否等の判断)を行う組織の確立、被災建築物(<u>削除</u>) 応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成 (2) 県及び関係団体との協力体制の推進 (3) <u>被災建築物</u> 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄等	表記の統一												
第 2 章第 6 節 旧＜ P 8 3 ＞	4 報道機関の協力依頼【 <u>広報情報課</u> 】 (略)		4 報道機関の協力依頼【 <u>企画政策課</u> 】 (略)	令和 6 年度組織再編に伴う修正												
第 3 章第 1 節 旧＜ P 9 4 ＞	1 配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 (準備体制)</td><td>①震度 4 ②市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長 総務課職員 } 最低 4 名体制 (追加) ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr></table>		種 別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 (準備体制)	①震度 4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 } 最低 4 名体制 (追加) ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	1 配備基準 職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配備基準</th><th>職員配備体制</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 (警戒体制)</td><td>①震度 4 ②市長が必要と認めたとき</td><td>総務課長 総務課職員 <u>企画政策課職員</u> ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。</td></tr></table>	種 別	配備基準	職員配備体制	第 1 非常配備 (警戒体制)	①震度 4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 <u>企画政策課職員</u> ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。	令和 6 年度組織再編に伴う修正及び令和 6 年能登半島地震の教訓による体制の見直し
種 別	配備基準	職員配備体制														
第 1 非常配備 (準備体制)	①震度 4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 } 最低 4 名体制 (追加) ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。														
種 別	配備基準	職員配備体制														
第 1 非常配備 (警戒体制)	①震度 4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 <u>企画政策課職員</u> ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。														

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・< 頁 >

旧

新

備 考

	第 2 非常配備 (警戒体制)	①震度 5 弱若し くは 5 強 ②市長が必要と 認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 広報情報課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員 (各地区 2 名) ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員及 び地区連絡員により、情報収集、連絡活動及び応 急対策等を実施し、状況によって、直ちに第 3 非 常配備に切り換えることができる体制とする。	第 2 非常配備 (非常体制)	①震度 5 弱以上 ②市長が必要と 認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 震度 5 弱以上の強い地震が発生した場合は、直 ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急 対策等を実施する。	
	第 3 非常配備 (非常体制)	①震度 6 弱以上 ②市長が必要と 認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 震度 6 弱以上の強い地震が発生した場合は、直 ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応 急対策等を実施する。	(削除)	(削除)	(削除)	

第 3 章第 1 節

旧< P 9 6 >
旧< P 9 7 >

4 設置場所
(1) (略)
(2) 本庁舎増築棟が被災のため使用できない場合は、代替施設として東別館第 2 会議室、庄川支所会議室の順で本部室を設ける。
5 (略)
6 設置及び廃止の通知
災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を市役所本庁舎正面玄関に掲示又は撤去する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部・班	庁内放送、職緊急連絡網伝達など	企画総務部 広報情報班
各出先機関	ファックス、職緊急連絡網伝達など	主管課の班長
一般市民	ホームページ上で公表 報道機関を通じて公表	企画総務部 広報情報班
県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システム	企画総務部総務班
警察署・消防署	ファックス	企画総務部 広報情報班
報道機関	ファックス	企画総務部 広報情報班

4 設置場所
(1) (略)
(2) 本庁舎増築棟が被災のため使用できない場合は、代替施設として東別館 (削除) 会議室、庄川支所会議室の順で本部室を設ける。
5 (略)
6 設置及び廃止の通知
災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を市役所本庁舎正面玄関に掲示又は撤去する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部・班	庁内放送、職緊急連絡網伝達など	企画総務部 企画政策情報班
各出先機関	ファックス、職緊急連絡網伝達など	主管課の班長
一般市民	ホームページ上で公表 報道機関を通じて公表	企画総務部 企画政策情報班
県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システム	企画総務部総務班
警察署・消防署	ファックス	企画総務部 企画政策情報班
報道機関	ファックス	企画総務部 企画政策情報班

令和 2 年度組織再編に伴う修正

令和 6 年度組織再編に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章 第 1 節 旧＜ P 1 0 0 ＞	災害対策本部組織図 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部付（教育長） 本部員 企画総務部長 福祉市民部長 商工農林部長 建設水道部長 庄川支所長 総合病院事務局長 教育委員会事務局長 消防長 消防団長 その他本部長の指示する職員 企画総務 ○企画政策班（企画政策課） ○広報報班（広報情報課） ○総務班（総務課・議会事務局・監査事務局） ○財政班（財政課） ○税務班（税務課） ○会計班（会計課） ○応急物資支援班（税務課） ○庄川支所班（市民福祉課） 福祉市民 ○災害救助・ボランティア支援班（社会福祉課・高齢介護課・地域包括支援センター） ○保健班（健康センター） ○市民班（市民課） ○市民生活班（市民生活課） 商工農林 ○商工班（商工観光課） ○農林班（農業振興課・農地林務課・農業委員会） 建設水道 ○土木班（土木課） ○住宅公園班（都市整備課） ○上下水道班（上下水道課） 文教部 ○学務班（教育総務課・こども課・関係出先機関） ○社会教育班（生涯学習・スポーツ課） 医療部 ○医療班（総合病院） 消防部 ○消防総務班（消防本部総務課） ○予防班（消防本部予防課） ○警防班・通信班（消防本部警防課） ○消防署班（砺波消防署） ○消防団班（砺波市消防団） 現地災害対策本部 ※被害が激甚な地区が発生した場合に設置する。	災害対策本部組織図 本部長（市長） 副本部長（副市長） 本部付（教育長） 本部員 企画総務部長 福祉市民部長 商工農林部長 建設水道部長 庄川支所長 総合病院事務局長 教育委員会事務局長 消防長 消防団長 その他本部長の指示する職員 企画総務 ○企画政策情報班（企画政策課） （削除） ○総務班（総務課・議会事務局・監査事務局） ○財政班（財政課） ○税務班（税務課） ○会計班（会計課） ○応急物資支援班（税務課） ○庄川支所班（市民福祉課） 福祉市民 ○災害救助・ボランティア支援班（社会福祉課・高齢介護課・地域包括支援センター） ○保健班（健康センター） ○市民班（市民課） ○市民生活班（市民生活課） 商工農林 ○商工班（商工観光課） ○農林班（農業振興課・農地林務課・農業委員会） 建設水道 ○土木班（土木課） ○住宅公園班（都市整備課） ○上下水道班（上下水道課） 文教部 ○学務班（教育総務課・こども課・関係出先機関） ○社会教育班（生涯学習・スポーツ課） 医療部 ○医療班（総合病院） 消防部 ○消防総務班（消防本部総務課） ○予防班（消防本部予防課） ○警防班・通信班（消防本部警防課） ○消防署班（砺波消防署） ○消防団班（砺波市消防団） 現地災害対策本部 ※被害が激甚な地区が発生した場合に設置する。	令和 6 年度組織再編に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・<頁>

旧

新

備考

第3章第1節

旧<P 1 0 1>

災害対策本部各部の編成分掌事務

部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関すること 2 災害関係情報の収集・報告に関すること 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関すること
企画総務部 企画総務部長	企画政策班 ◎企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関すること 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関すること 4 外国人の被災者支援に関すること 5 公共交通に関すること
	広報情報班 ◎広報情報課長 _____ 広報情報課職員	1 災害情報の収集・伝達に関すること 2 市民への注意の呼びかけ(追加)、公聴に関する _____ こと 3 報道機関との連絡及び相互協定に関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関すること 5 災害通信網の応急復旧に関すること
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関すること 2 災害対策本部の運営に関すること 3 国、県等各関係機関との調整に関すること 4 災害対策の基本方針に関すること _____ _____ 5 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に _____ 関すること 6 非常配備指揮命令の伝達に関すること 7 職員の安否確認及び動員計画に関すること 8 各部、各班への災害対策業務の指示に _____ 関すること 9 市議会との連絡調整に関すること 10 自衛隊の出動要請に関すること 11 県及び他市町村への応援要請及び連絡に _____ 関すること 12 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要 _____ 請に関すること 13 避難指示等の発令及び周知に関すること 14 自主防災組織に対する情報提供に関すること 16 緊急輸送の確保に関すること 17 その他各部に属しないこと
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置____に関すること 2 応急措置物品の調達に関すること 3 市有財産の保全及び被害対策に関すること 4 市庁舎の災害対策____に関すること 5 応急復旧資金に関すること
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関すること 2 被災者の救出、救助に関すること 3 各部、各班の応援に関すること _____ 4 住家の被害認定調査に関すること
会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関すること 2 災害時の資金調達に関すること 3 義援金品等の保管出納に関すること	

災害対策本部各部の編成分掌事務

部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関すること 2 災害関係情報の収集・報告に関すること 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関すること
企画総務部 企画総務部長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員 (削除)	1 災害対策本部の広報宣伝に関すること 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関すること 4 外国人の被災者支援に関すること 5 公共交通に関すること 6 災害情報の収集・伝達に関すること 7 市民への注意の呼びかけ・情報提供、公聴に _____ 関すること 8 報道機関との連絡及び相互協定に関すること 9 本部長・副本部長の秘書に関すること 10 災害通信網の応急復旧に関すること
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関すること 2 災害対策本部の運営に関すること 3 国、県等各関係機関との調整に関すること 4 災害救助活動の総括に関すること 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の _____ 各部との連携に関すること 6 災害対策の基本方針に関すること 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に _____ 関すること 8 非常配備指揮命令の伝達に関すること 9 職員の安否確認及び動員計画に関すること 10 各部、各班への災害対策業務の指示に _____ 関すること 11 市議会との連絡調整に関すること 12 自衛隊の出動要請に関すること 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に _____ 関すること 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要 _____ 請に関すること 15 避難指示等の発令及び周知に関すること 16 自主防災組織に対する情報提供に関すること 17 緊急輸送の確保に関すること 18 その他各部に属しないこと
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等____に関すること 2 応急措置物品の調達に関すること 3 市有財産の保全及び被害対策に関すること 4 市庁舎の災害対策及び安全確保____に関 _____ すること 5 応急復旧資金に関すること
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関すること 2 被災者の救出、救助に関すること 3 各部、各班の応援に関すること 4 罹災証明の受付・発行____に関 _____ すること 5 住家の被害認定調査に関すること
会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関すること 2 災害時の資金調達に関すること 3 義援金品等の保管出納に関すること	

令和6年度組織再編に伴う修正及び令和6年能登半島地震の教訓による分掌事務の見直し

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・<頁>	旧			新			備 考
		応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する こと 2 支援物資の要望情報の発信に関する こと 3 支援物資の運送・保管に関する こと 4 支援物資の支給・配布に関する こと 5 残支援物資の処分に関する こと		応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する こと 2 支援物資の要望情報の発信に関する こと 3 支援物資の運送・保管に関する こと 4 支援物資の支給・配布に関する こと 5 残支援物資の処分に関する こと	県地域防災計画に基づき修正 ※事務分担表に基づく追加
		庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策に関する こと 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに 関する こと		庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策に関する こと 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに 関する こと	
	福祉市民部 福祉市民部長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する こと 2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各 部との連携に関する こと 3 り災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に 関する こと 4 り災者の見舞金品等の給付に関する こと 5 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の 総合調整に関する こと 6 罹災証明の発行に関する こと 7 り災者の生活確保に関する こと 8 社会福祉施設の災害対策に関する こと 9 災害弔慰金等の支給等に関する こと 10 義援金等の受付、配分に関する こと 11 要配慮者に関する こと 12 ボランティア支援の受け入れ調整に関する こと 13 ボランティアのマッチング及び派遣に関する こと	福祉市民部 福祉市民部長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	（削除） （削除） （削除） 1 被災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に 関する こと 2 被災者の見舞金品等の給付に関する こと 3 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の 総合調整に関する こと （削除） 4 被災者の生活確保に関する こと 5 社会福祉施設の災害対策に関する こと 6 災害弔慰金等の支給等に関する こと 7 義援金等の受付、配分に関する こと 8 要配慮者に関する こと 9 ボランティア支援の受け入れ調整に関する こと 10 ボランティアのマッチング及び派遣に関する こと	
		保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 防疫対策の確立及び動員計画に関する こと 2 災害対策用衛生材料の調達に関する こと 3 防疫班の編成に関する こと 4 災害時における医療機関との連絡調整に 関する こと 5 災害救助班の応援に関する こと 6 被災者の健康相談、心の相談に関する こと		保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 防疫対策の確立及び動員計画に関する こと 2 災害対策用衛生材料の調達に関する こと 3 防疫班の編成に関する こと 4 災害時における医療機関との連絡調整に 関する こと 5 災害救助班の応援に関する こと 6 被災者の健康相談、心の相談に関する こと	
		市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 災害時の戸籍事務に関する こと 2 災害時の遺体の捜索に関する こと 3 被害者に対する国民健康保険の給付に 関する こと 4 住基事務に関する こと		市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 避難者の確認及び安否情報の収集に関する こと 2 災害時の遺体の捜索に関する こと 3 被害者に対する国民健康保険の給付に 関する こと 4 住基事務に関する こと	
		市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 ごみ等の処理に関する こと 2 仮設トイレの確保等に関する こと 3 し尿の収集等に関する こと 4 防犯に関する こと 5 遺体の収容等に関する こと 6 埋葬・火葬に関する こと 		市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 ごみ等の処理に関する こと 2 仮設トイレの確保等に関する こと 3 し尿の収集等に関する こと 4 防犯に関する こと 5 遺体の収容等に関する こと 6 埋葬・火葬に関する こと 7 飼育動物（ペット）の救護と飼養に関する こと	
	商工農林部 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策に関する こと 2 観光施設の災害対策に関する こと 3 被災中小企業の復興に関する こと 4 観光客等の帰宅困難者に関する こと	商工農林部 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策に関する こと 2 観光施設の災害対策に関する こと 3 被災中小企業の復興に関する こと 4 観光客等の帰宅困難者に関する こと	

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

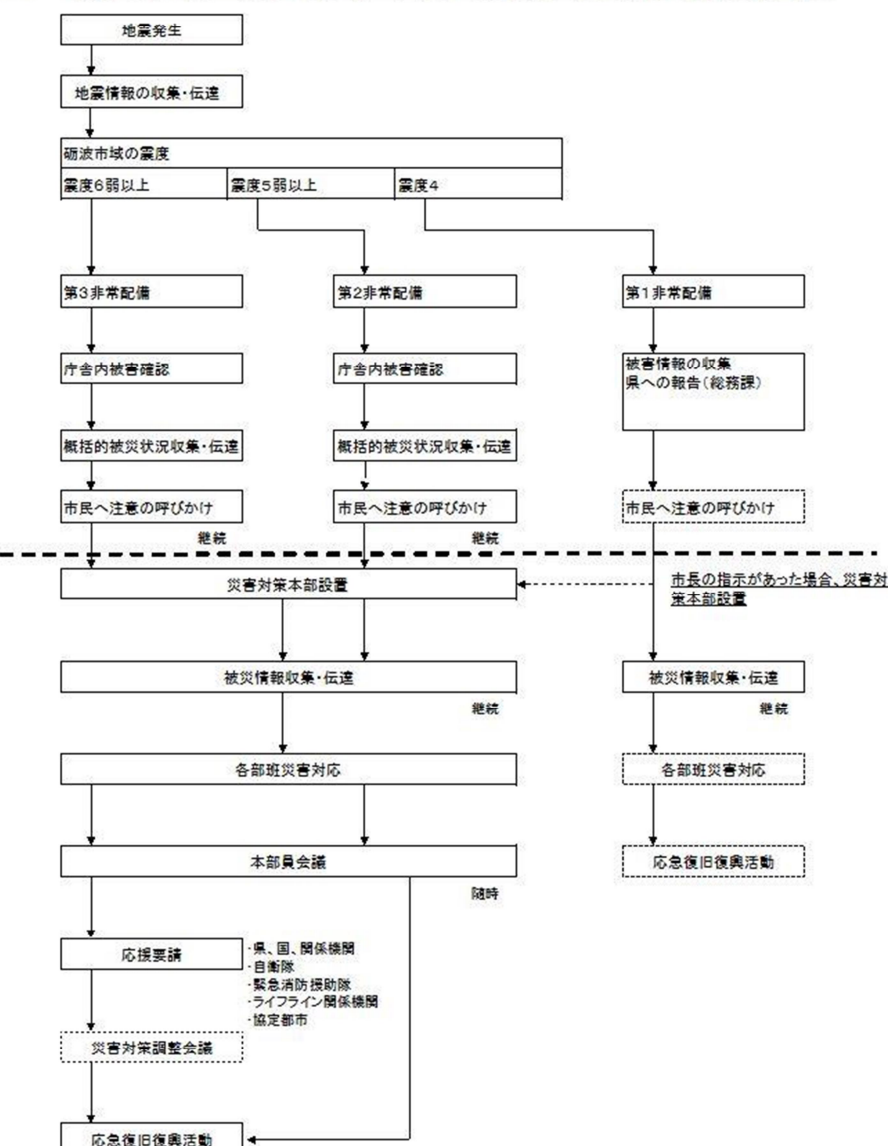
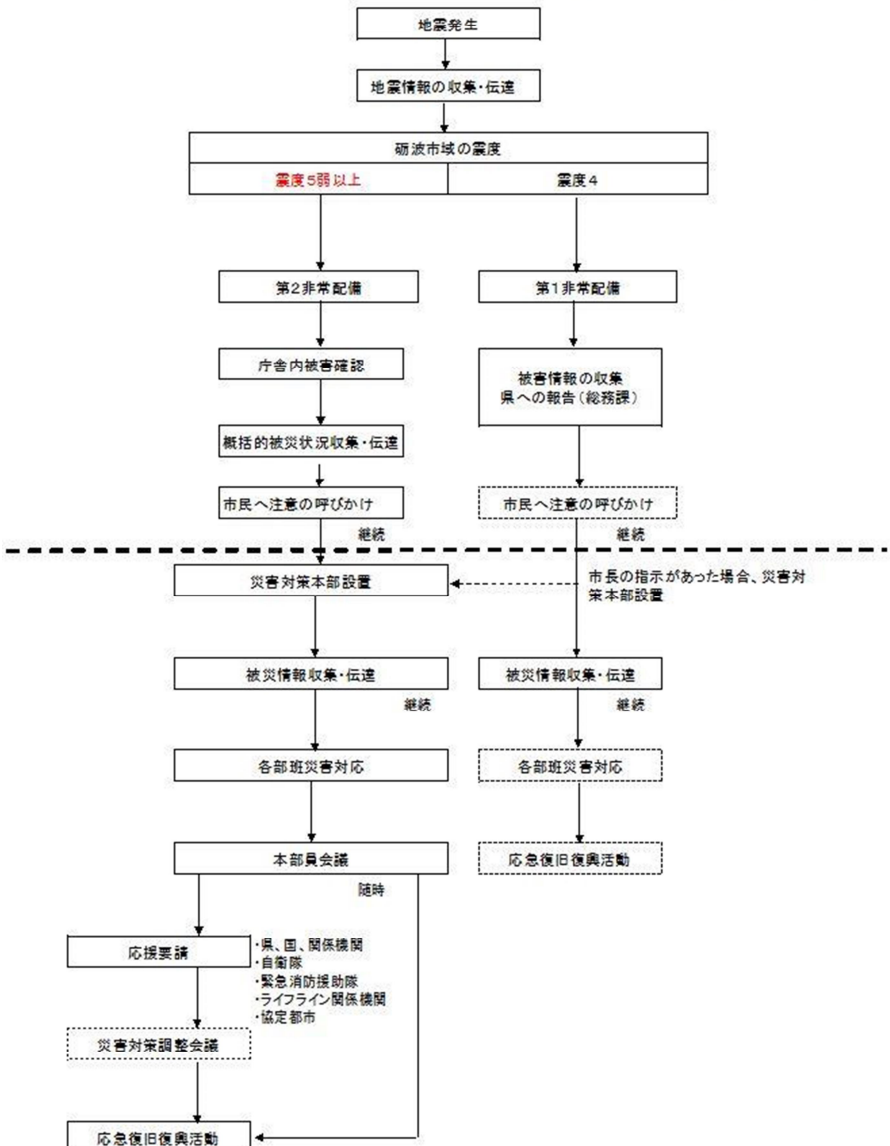
修正箇所・＜頁＞		旧		新		備 考	
		農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農業生産物の被害調査及び対策に関すること 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被害調査に関するこ 3 米等の食料の調達に関するこ 4 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関するこ 5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関するこ 6 家畜飼料の需給に関するこ 7 農業水利施設の応急復旧に関するこ 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の応急復旧に関するこ 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の災害復旧に関するこ		農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農業生産物の被害調査及び対策に関すること 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被害調査に関するこ 3 米等の食料の調達に関するこ 4 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関するこ 5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関するこ 6 家畜飼料の需給に関するこ 7 農業水利施設の応急復旧に関するこ 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の応急復旧に関するこ 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の災害復旧に関するこ	
	建設水道部 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関するこ 2 施設等の応急復旧に関するこ 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関するこ 4 災害応急対策資材の調達に関するこ 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関するこ 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関するこ 7 地滑り及び砂防対策に関するこ 8 応急危険度判定に関するこ 9 水防情報の収集及び水害対策に関するこ 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関するこ 11 道路交通の確保に関するこ 12 道路の除雪に関するこ	建設水道部 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関するこ 2 施設等の応急復旧に関するこ 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関するこ 4 災害応急対策資材の調達に関するこ 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関するこ 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関するこ 7 地滑り及び砂防対策に関するこ 8 応急危険度判定に関するこ 9 水防情報の収集及び水害対策に関するこ 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関するこ 11 道路交通の確保に関するこ 12 道路の除雪に関するこ	
		住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	<u>1</u> 仮設住宅の建設に関するこ <u>2</u> 公営住宅の災害対策に関するこ <u>3</u> 住宅に関する特別融資に関するこ <u>4</u> 避難所の指定及び設置に関するこ <u>5</u> 被災建築物応急危険度判定に関するこ		住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	<u>1</u> 公営住宅の災害対策に関するこ <u>2</u> 被災建築物応急危険度判定に関するこ <u>3</u> 住宅の応急修理に関するこ <u>4</u> 仮設住宅の 供与 に関するこ <u>5</u> 住宅に関する特別融資に関するこ <u>6</u> 避難所の点検及び避難場所の設置に関するこ	
		上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関するこ 2 水道の災害調査及び復旧に関するこ 3 水道災害復旧用資材の調達に関するこ 4 飲料水の供給に関するこ 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関するこ 6 下水道施設の災害対策に関するこ 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関するこ 8 下水道の応急対策に関するこ 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関するこ		上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関するこ 2 水道の災害調査及び復旧に関するこ 3 水道災害復旧用資材の調達に関するこ 4 飲料水の供給に関するこ 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関するこ 6 下水道施設の災害対策に関するこ 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関するこ 8 下水道の応急対策に関するこ 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関するこ	
		文教部 教育長 （教育委員会事務局長）	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 こども課職員及び 関係出先機関職員		1 教育関係施設の災害対策に関するこ 2 教育施設の緊急使用に関するこ 3 園児、児童、生徒の避難命令に関するこ 4 園児、児童、生徒の避難所の設置_____及び誘導に関するこ 5 教職員動員計画に関するこ 6 <u>り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関するこ</u> 7 <u>り災教職員</u> の措置に関するこ 8 <u>り災児童</u> 、生徒の育英奨学に関するこ 9 園児、児童、生徒の <u>教科書等の支給</u> 及び授業に関するこ	文教部 教育長 （教育委員会事務局長）	

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞		旧				新				備 考		
			社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課 長 生涯学習・スポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 避難所収容者に対する生活指導に関すること 5 各部、各班の応援に関すること 6 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること			社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課 長 生涯学習・スポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 避難所収容者に対する生活指導に関すること 5 各部、各班の応援に関すること 6 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること				
		医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 4 災害対策用医薬品の調達に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること 6 D M A T等の関連機関との連携に関すること		医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 4 災害対策用医薬品の調達に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること 6 D M A T等の関連機関との連携に関すること				
		消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防資機材、物資の調達に関すること 3 消防部内の連絡調整に関すること 4 報道機関等への災害情報の提供に関すること		消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防資機材、物資の調達に関すること 3 消防部内の連絡調整に関すること 4 報道機関等への災害情報の提供に関すること				
			予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 出火防止等災害広報の実施に関すること 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関すること 3 危険物等の処理に関すること			予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 出火防止等災害広報の実施に関すること 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関すること 3 危険物等の処理に関すること				
			警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員	1 指揮本部の設置、運営に関すること 2 災害活動方針の策定に関すること 3 消防救急救助方針の策定に関すること 4 消防応援要請等に関すること 5 気象警報等の情報収集、伝達に関すること 6 救急病院等の収容体制の把握に関すること			警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員	1 指揮本部の設置、運営に関すること 2 災害活動方針の策定に関すること 3 消防救急救助方針の策定に関すること 4 消防応援要請等に関すること 5 気象警報等の情報収集、伝達に関すること 6 救急病院等の収容体制の把握に関すること				
			消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関すること 2 火災、救急及び救助出動に関すること 3 水防活動の動員計画に関すること 4 消防署及び消防団との連絡調整に関すること 5 被災住民の避難協力に関すること			消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関すること 2 火災、救急及び救助出動に関すること 3 水防活動の動員計画に関すること 4 消防署及び消防団との連絡調整に関すること 5 被災住民の避難協力に関すること				
		消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 消防・水防活動に関すること 2 被災者の救急、救助に関すること 3 地域住民の避難誘導に関すること 4 危険箇所の巡視、警戒に関すること 5 その他消防団の活動に関すること		消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 消防・水防活動に関すること 2 被災者の救急、救助に関すること 3 地域住民の避難誘導に関すること 4 危険箇所の巡視、警戒に関すること 5 その他消防団の活動に関すること						
		第3章第2節 第1	第1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保				第1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保				記載内容訂正 市職員配備計画と整合性を 図る。 令和2年度組織再編に伴う 修正	
		旧＜P 1 2 3＞	【総務班】 1 震度6弱以上の地震を観測した場合は、自動的に災害対策本部を設置する。 2 緊急本部班は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室（小ホール及び東別館第2会議室）を設置する。 3 （略） 4 （略） 5 本庁舎増築棟が被災により使用できない場合は、代替施設として東別館第2会議室、庄川支所会議室の順に臨時設置する。				【総務班】 1 震度5弱以上の地震を観測した場合は、自動的に災害対策本部を設置する。 2 緊急本部班は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室（小ホール及び東別館（削除）会議室）を設置する。 3 （略） 4 （略） 5 本庁舎増築棟が被災により使用できない場合は、代替施設として東別館（削除）会議室、庄川支所会議室の順に臨時設置する。					

修正箇所・<頁>	旧	新	備 考																																																
第3章第2節 旧< P 1 2 4 > 旧< P 1 2 5 > 旧< P 1 2 6 >	○ 災害対策本部及び総合調整本部室（小ホール）のレイアウトイメージ	○ 災害対策本部及び総合調整本部室（小ホール）のレイアウトイメージ	令和6年度組織再編に伴う修正																																																
	○ 応急活動調整本部室（東別館第2会議室及び庄川支所会議室）のレイアウトイメージ （図略） ○ 市民総合窓口（東別館第1、第2会議室）のレイアウトイメージ （図略） ○ 災害対策本部のスペース <table><tr><th>スペースの名称</th><th>設置場所</th><th>機 能 等</th><th>設置の条件</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>応急活動調整本部室</td><td>東別館第2会議室 ※代替施設 庄川支所会議室</td><td>・指示事項を伝達し必要な活動を行う拠点スペース 【配備備品】 ・防災行政無線 ・市内全図 ・ボード ・電話（FAX） ・パソコン（プリンター）等</td><td>必ず設置</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>特別会議室</td><td>・記者発表を行うためのスペース</td><td>必ず設置</td></tr><tr><td>市民総合窓口</td><td>東別館第1、第2会議室</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件	（略）	（略）	（略）	（略）	応急活動調整本部室	東別館第2会議室 ※代替施設 庄川支所会議室	・指示事項を伝達し必要な活動を行う拠点スペース 【配備備品】 ・防災行政無線 ・市内全図 ・ボード ・電話（FAX） ・パソコン（プリンター）等	必ず設置	（略）	（略）	（略）	（略）	プレスルーム	特別会議室	・記者発表を行うためのスペース	必ず設置	市民総合窓口	東別館第1、第2会議室	（略）	（略）	○ 応急活動調整本部室（東別館（削除）会議室及び庄川支所会議室）のレイアウトイメージ （図略） <u>（削除）</u> <u>（図削除）</u> ○ 災害対策本部のスペース <table><tr><th>スペースの名称</th><th>設置場所</th><th>機 能 等</th><th>設置の条件</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>応急活動調整本部室</td><td>特別会議室 ※代替施設 庄川支所会議室</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>東別館会議室</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>市民総合窓口</td><td>平屋</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件	（略）	（略）	（略）	（略）	応急活動調整本部室	特別会議室 ※代替施設 庄川支所会議室	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	プレスルーム	東別館会議室	（略）	（略）	市民総合窓口	平屋	（略）	（略）	令和2年度組織再編に伴う修正
スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
応急活動調整本部室	東別館第2会議室 ※代替施設 庄川支所会議室	・指示事項を伝達し必要な活動を行う拠点スペース 【配備備品】 ・防災行政無線 ・市内全図 ・ボード ・電話（FAX） ・パソコン（プリンター）等	必ず設置																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
プレスルーム	特別会議室	・記者発表を行うためのスペース	必ず設置																																																
市民総合窓口	東別館第1、第2会議室	（略）	（略）																																																
スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
応急活動調整本部室	特別会議室 ※代替施設 庄川支所会議室	（略）	（略）																																																
（略）	（略）	（略）	（略）																																																
プレスルーム	東別館会議室	（略）	（略）																																																
市民総合窓口	平屋	（略）	（略）																																																

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 2 7 ＞	災害対策本部等設置フロー 地震災害時 このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時平行的にあるいは、順序が前後する場合がある。 	災害対策本部等設置フロー 地震災害時 このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時平行的にあるいは、順序が前後する場合がある。 	令和 6 年能登 半島地震の教訓による職員 配置基準の見直しに伴う修正
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 3 4 ＞	第 3 市民への注意の呼びかけ 【<u>広報情報班</u>】 1 本市で震度 4 以上の地震を観測した場合、<u>広報情報班（広報情報課）</u>は、広報車、移動系防災行政無線、CATV、コミュニティFM放送、緊急速報メール、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等のあらゆる手段を用いて注意を呼びかける。 2 <u>広報情報班</u>が中心となり市民への広報及び報道機関への情報提供を行うものとする。 （2－② 市民への広報・報道機関への情報提供 参照） （略）	第 3 市民への注意の呼びかけ 【<u>企画政策情報班</u>】 1 本市で震度 4 以上の地震を観測した場合、<u>企画政策情報班（企画政策課）</u>は、広報車、移動系防災行政無線、CATV、コミュニティFM放送、緊急速報メール、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等のあらゆる手段を用いて注意を呼びかける。 2 <u>企画政策情報班</u>が中心となり市民への広報及び報道機関への情報提供を行うものとする。 （2－② 市民への広報・報道機関への情報提供 参照） （略）	令和 6 年度組織再編に伴う修正

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																																																																								
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 3 5 ＞	第 4 報道機関への情報提供 【広報情報班】 1 報道対応の責任者は、 <u>広報情報課長</u> とし、報道マニュアルに基づいて対応する。 2 プレスルームを特別会議室等に設置し、報道機関への災害情報の提供は、 <u>広報情報課長</u> が市政記者クラブと協議し、決定した時間に行う。 (略)	第 4 報道機関への情報提供 【企画政策情報班】 1 報道対応の責任者は、 <u>企画政策課長</u> とし、報道マニュアルに基づいて対応する。 2 プレスルームを特別会議室等に設置し、報道機関への災害情報の提供は、 <u>企画政策課長</u> が市政記者クラブと協議し、決定した時間に行う。 (略)	令和 6 年度組織再編に伴う修正																																																																								
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 3 6 ＞	第 5 被害情報の収集・伝達 【広報情報班／総務班／各班】 1 (略) 2 (略) 3 総務班は、 <u>企画政策班</u> （企画政策課）がとりまとめた情報から報告時点で判明している最新の情報を県に報告する。N T T回線が途絶している場合は、県防災行政無線又は県総合防災情報システムを通じて行う。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。 4 (略) 5 (略)	第 5 被害情報の収集・伝達 【企画政策情報班／総務班／各班】 1 (略) 2 (略) 3 総務班は、 <u>企画政策情報班</u> （企画政策課）がとりまとめた情報から報告時点で判明している最新の情報を県に報告する。N T T回線が途絶している場合は、県防災行政無線又は県総合防災情報システムを通じて行う。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。 4 (略) 5 (略)	令和 6 年度組織再編に伴う修正																																																																								
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 3 7 ＞	＜被害情報等の収集担当班（課）＞ 被害情報等を収集する担当班（課）は次のとおりとする。 <table><tr><th>被 害 項 目</th><th>担 当 班</th><th>備 考(課 名)</th></tr><tr><td>人的・家屋被害</td><td>企画総務部 総務班 広報情報班 庄川支所班</td><td>広報情報課・総務課 市民福祉課・市民福祉課</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班</td><td>社会福祉課・高齢介護課</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>医療部 医療班</td><td>総合病院総務課</td></tr><tr><td>商業・工業被害</td><td>商工農林部 商工班</td><td>商工観光課</td></tr><tr><td>農業・水産・林業被害</td><td>商工農林部 農林班</td><td>農業振興課・農地林務課</td></tr><tr><td>公共土木施設被害</td><td>建設水道部 土木班</td><td>土木課</td></tr><tr><td>公共文教施設被害</td><td>文教部 学務班・社会教育班</td><td>教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課</td></tr><tr><td>電力施設被害</td><td>商工農林部 商工班</td><td>商工観光課</td></tr><tr><td>ガス施設被害</td><td>福祉市民部 市民環境班</td><td>市民生活課</td></tr><tr><td>上水道施設被害</td><td>建設水道部 上下水道班</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td>下水道施設被害</td><td>建設水道部 上下水道班</td><td>上下水道課</td></tr></table>	被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)	人的・家屋被害	企画総務部 総務班 広報情報班 庄川支所班	広報情報課・総務課 市民福祉課・市民福祉課	社会福祉施設被害	福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班	社会福祉課・高齢介護課	医療施設被害	医療部 医療班	総合病院総務課	商業・工業被害	商工農林部 商工班	商工観光課	農業・水産・林業被害	商工農林部 農林班	農業振興課・農地林務課	公共土木施設被害	建設水道部 土木班	土木課	公共文教施設被害	文教部 学務班・社会教育班	教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課	電力施設被害	商工農林部 商工班	商工観光課	ガス施設被害	福祉市民部 市民環境班	市民生活課	上水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課	下水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課	＜被害情報等の収集担当班（課）＞ 被害情報等を収集する担当班（課）は次のとおりとする。 <table><tr><th>被 害 項 目</th><th>担 当 班</th><th>備 考(課 名)</th></tr><tr><td>人的・家屋被害</td><td>企画総務部 総務班 <u>企画政策情報班</u> 庄川支所班</td><td><u>企画政策課</u>・総務課 市民福祉課・市民福祉課</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班</td><td>社会福祉課・高齢介護課</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>医療部 医療班</td><td>総合病院総務課</td></tr><tr><td>商業・工業被害</td><td>商工農林部 商工班</td><td>商工観光課</td></tr><tr><td>農業・水産・林業被害</td><td>商工農林部 農林班</td><td>農業振興課・農地林務課</td></tr><tr><td>公共土木施設被害</td><td>建設水道部 土木班</td><td>土木課</td></tr><tr><td>公共文教施設被害</td><td>文教部 学務班・社会教育班</td><td>教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課</td></tr><tr><td>電力施設被害</td><td>商工農林部 商工班</td><td>商工観光課</td></tr><tr><td>ガス施設被害</td><td>福祉市民部 市民環境班</td><td>市民生活課</td></tr><tr><td>上水道施設被害</td><td>建設水道部 上下水道班</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td>下水道施設被害</td><td>建設水道部 上下水道班</td><td>上下水道課</td></tr></table>	被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)	人的・家屋被害	企画総務部 総務班 <u>企画政策情報班</u> 庄川支所班	<u>企画政策課</u> ・総務課 市民福祉課・市民福祉課	社会福祉施設被害	福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班	社会福祉課・高齢介護課	医療施設被害	医療部 医療班	総合病院総務課	商業・工業被害	商工農林部 商工班	商工観光課	農業・水産・林業被害	商工農林部 農林班	農業振興課・農地林務課	公共土木施設被害	建設水道部 土木班	土木課	公共文教施設被害	文教部 学務班・社会教育班	教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課	電力施設被害	商工農林部 商工班	商工観光課	ガス施設被害	福祉市民部 市民環境班	市民生活課	上水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課	下水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課	令和 6 年度組織再編に伴う修正
被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)																																																																									
人的・家屋被害	企画総務部 総務班 広報情報班 庄川支所班	広報情報課・総務課 市民福祉課・市民福祉課																																																																									
社会福祉施設被害	福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班	社会福祉課・高齢介護課																																																																									
医療施設被害	医療部 医療班	総合病院総務課																																																																									
商業・工業被害	商工農林部 商工班	商工観光課																																																																									
農業・水産・林業被害	商工農林部 農林班	農業振興課・農地林務課																																																																									
公共土木施設被害	建設水道部 土木班	土木課																																																																									
公共文教施設被害	文教部 学務班・社会教育班	教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課																																																																									
電力施設被害	商工農林部 商工班	商工観光課																																																																									
ガス施設被害	福祉市民部 市民環境班	市民生活課																																																																									
上水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課																																																																									
下水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課																																																																									
被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)																																																																									
人的・家屋被害	企画総務部 総務班 <u>企画政策情報班</u> 庄川支所班	<u>企画政策課</u> ・総務課 市民福祉課・市民福祉課																																																																									
社会福祉施設被害	福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班	社会福祉課・高齢介護課																																																																									
医療施設被害	医療部 医療班	総合病院総務課																																																																									
商業・工業被害	商工農林部 商工班	商工観光課																																																																									
農業・水産・林業被害	商工農林部 農林班	農業振興課・農地林務課																																																																									
公共土木施設被害	建設水道部 土木班	土木課																																																																									
公共文教施設被害	文教部 学務班・社会教育班	教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課																																																																									
電力施設被害	商工農林部 商工班	商工観光課																																																																									
ガス施設被害	福祉市民部 市民環境班	市民生活課																																																																									
上水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課																																																																									
下水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課																																																																									

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																																
	<table><tr><td>通信施設被害</td><td>企画総務部</td><td><u>広報情報班</u></td><td>総務課</td></tr><tr><td>鉄道施設被害</td><td>企画総務部</td><td><u>総務班</u></td><td>企画政策課</td></tr><tr><td>市庁舎被害</td><td>企画総務部</td><td>財政班</td><td>財政課</td></tr><tr><td>ダム被害</td><td>企画総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr></table>	通信施設被害	企画総務部	<u>広報情報班</u>	総務課	鉄道施設被害	企画総務部	<u>総務班</u>	企画政策課	市庁舎被害	企画総務部	財政班	財政課	ダム被害	企画総務部	総務班	総務課	<table><tr><td>通信施設被害</td><td>企画総務部</td><td><u>企画政策情報班</u></td><td><u>企画政策課</u></td></tr><tr><td>鉄道施設被害</td><td>企画総務部</td><td><u>企画政策情報班</u></td><td>企画政策課</td></tr><tr><td>市庁舎被害</td><td>企画総務部</td><td>財政班</td><td>財政課</td></tr><tr><td>ダム被害</td><td>企画総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr></table>	通信施設被害	企画総務部	<u>企画政策情報班</u>	<u>企画政策課</u>	鉄道施設被害	企画総務部	<u>企画政策情報班</u>	企画政策課	市庁舎被害	企画総務部	財政班	財政課	ダム被害	企画総務部	総務班	総務課	
通信施設被害	企画総務部	<u>広報情報班</u>	総務課																																
鉄道施設被害	企画総務部	<u>総務班</u>	企画政策課																																
市庁舎被害	企画総務部	財政班	財政課																																
ダム被害	企画総務部	総務班	総務課																																
通信施設被害	企画総務部	<u>企画政策情報班</u>	<u>企画政策課</u>																																
鉄道施設被害	企画総務部	<u>企画政策情報班</u>	企画政策課																																
市庁舎被害	企画総務部	財政班	財政課																																
ダム被害	企画総務部	総務班	総務課																																
第 3 章第 2 節	第 6 市民への広報・報道機関への情報提供	第 6 市民への広報・報道機関への情報提供	令和 6 年度組織再編に伴う修正																																
旧＜P 1 3 8＞ 旧＜P 1 3 9＞ 旧＜P 1 4 0＞ 旧＜P 1 4 1＞	1 市民への広報 （1）市民への広報の責任者は<u>広報情報班（広報情報課長）</u>とする （2）（略） （3）（略） （4）<u>広報情報班</u>は、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等にて情報を提供する。 （5）（略） 2 報道機関への対応 （1）報道からの取材については、<u>広報情報班</u>を窓口として対応する。 （2）（略） （3）発表資料は、総務班及び<u>広報情報班</u>が協力して作成し、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。 （4）（略） （5）（略） （6）（略） （7）（略） 3 放送局への依頼<u>【広報情報班】</u> （略） 4 となみ衛星通信テレビ株式会社、株式会社エフエムとなみへの依頼<u>【広報情報班】</u> （略） 5 （略） 6 広聴活動等<u>【広報情報班】</u> （略）	1 市民への広報 （1）市民への広報の責任者は<u>企画政策情報班（企画政策課長）</u>とする （2）（略） （3）（略） （4）<u>企画政策情報班</u>は、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等にて情報を提供する。 （5）（略） 2 報道機関への対応 （1）報道からの取材については、<u>企画政策情報班</u>を窓口として対応する。 （2）（略） （3）発表資料は、総務班及び<u>企画政策情報班</u>が協力して作成し、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。 （4）（略） （5）（略） （6）（略） （7）（略） 3 放送局への依頼<u>【企画政策情報班】</u> （略） 4 となみ衛星通信テレビ株式会社、株式会社エフエムとなみへの依頼<u>【企画政策情報班】</u> （略） 5 （略） 6 広聴活動等<u>【企画政策情報班】</u> （略）																																	
第 3 章第 2 節	第 8 二次災害の防止	第 8 二次災害の防止	令和 6 年度組織再編に伴う修正																																
旧＜P 1 4 4＞	1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 <u>広報情報班（広報情報課）</u>を通じ、上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。	1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 <u>企画政策情報班（企画政策課）</u>を通じ、上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。																																	

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																																																																								
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 4 8 ＞	第 1 1 災害救助法の適用 【災害救助・ボランティア支援班】 1 大規模な震災が発生し、市において被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、本部長（災害救助・ボランティア支援班）は県知事に対して災害救助法の適用申請を行う。 （1）適用手続き ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（災害救助・ボランティア支援班）は、直ちに被害状況を知事に報告する。 イ 知事は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市に連絡するとともに、厚生労働省に情報提供する。	第 1 1 災害救助法の適用 【総務班】 1 大規模な震災が発生し、市において被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、本部長（総務班）は県知事に対して災害救助法の適用申請を行う。 （1）適用手続き ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（総務班）は、直ちに被害状況を知事に報告する。 イ 知事は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市に連絡するとともに、厚生労働省に情報提供する。	令和 6 年能登半島地震の教訓による分掌事務の見直し																																																																								
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 5 0 ＞	<救助の種類・期間 > <table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>実 施 期 間</th></tr><tr><td>避難所の<u>供与</u></td><td>災害発生の日から 7 日以内 （追加）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td><td>災害発生の日から 2 0 日以内に着工、 完成の日から 2 年以内</td></tr><tr><td>炊出しその他による食品の<u>給与</u></td><td>災害発生の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>飲料水の<u>供給</u></td><td>災害発生の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>被服・寝具その他生活必需品の<u>給（貸）与</u></td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>医療</td><td>災害発生の日から 1 4 日以内</td></tr><tr><td>助産</td><td>分べんした日から 7 日以内</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>災害発生の日から 3 日以内</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr><tr><td>被災した住宅の<u>応急修理</u></td><td>災害発生の日から 1 月以内</td></tr><tr><td>生業に必要な資金の<u>貸与</u></td><td>災害発生の日から 1 月以内</td></tr><tr><td>学用品の給与（教科書） （文房具） （通学用品）</td><td>災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内</td></tr><tr><td>埋葬</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>死体の搜索</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>救助の実施が認められる期間内</td></tr></table>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から 7 日以内 （追加）	応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から 2 0 日以内に着工、 完成の日から 2 年以内	炊出しその他による食品の <u>給与</u>	災害発生の日から 7 日以内	飲料水の <u>供給</u>	災害発生の日から 7 日以内	被服・寝具その他生活必需品の <u>給（貸）与</u>	災害発生の日から 1 0 日以内	医療	災害発生の日から 1 4 日以内	助産	分べんした日から 7 日以内	被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内	（追加）	（追加）	被災した住宅の <u>応急修理</u>	災害発生の日から 1 月以内	生業に必要な資金の <u>貸与</u>	災害発生の日から 1 月以内	学用品の給与（教科書） （文房具） （通学用品）	災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内	埋葬	災害発生の日から 1 0 日以内	死体の搜索	災害発生の日から 1 0 日以内	死体の処理	災害発生の日から 1 0 日以内	障害物の除去	災害発生の日から 1 0 日以内	輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内	<救助の種類・期間 > <table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>実 施 期 間</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>災害発生の日から 7 日以内 （災害発生のおそれ段階においては、救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、救助が必要がなくなった日までの期間）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td><td>災害発生の日から 2 0 日以内に着工 完成の日から 2 年以内</td></tr><tr><td>炊出しその他による食品の<u>給与</u></td><td>災害発生の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>飲料水の<u>供給</u></td><td>災害発生の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>被服・寝具その他生活必需品の<u>給与又は貸与</u></td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>医療</td><td>災害発生の日から 1 4 日以内</td></tr><tr><td>助産</td><td>分べんした日から 7 日以内</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td>災害発生の日から 3 日以内</td></tr><tr><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急修理</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>災害発生の日から 3 月以内</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>学用品の給与（教科書） （文房具及び通学用品）</td><td>災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内</td></tr><tr><td>埋葬</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>死体の搜索</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>災害発生の日から 1 0 日以内</td></tr><tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>救助の実施が認められる期間内</td></tr></table>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の設置	災害発生の日から 7 日以内 （災害発生のおそれ段階においては、救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、救助が必要がなくなった日までの期間）	応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から 2 0 日以内に着工 完成の日から 2 年以内	炊出しその他による食品の <u>給与</u>	災害発生の日から 7 日以内	飲料水の <u>供給</u>	災害発生の日から 7 日以内	被服・寝具その他生活必需品の <u>給与又は貸与</u>	災害発生の日から 1 0 日以内	医療	災害発生の日から 1 4 日以内	助産	分べんした日から 7 日以内	被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害発生の日から 1 0 日以内	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	災害発生の日から 3 月以内	（削除）	（削除）	学用品の給与（教科書） （文房具及び通学用品）	災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内	埋葬	災害発生の日から 1 0 日以内	死体の搜索	災害発生の日から 1 0 日以内	死体の処理	災害発生の日から 1 0 日以内	障害物の除去	災害発生の日から 1 0 日以内	輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内	記載内容の誤りを訂正 災害救助法の改正に伴う修正
救 助 の 種 類	実 施 期 間																																																																										
避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から 7 日以内 （追加）																																																																										
応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から 2 0 日以内に着工、 完成の日から 2 年以内																																																																										
炊出しその他による食品の <u>給与</u>	災害発生の日から 7 日以内																																																																										
飲料水の <u>供給</u>	災害発生の日から 7 日以内																																																																										
被服・寝具その他生活必需品の <u>給（貸）与</u>	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
医療	災害発生の日から 1 4 日以内																																																																										
助産	分べんした日から 7 日以内																																																																										
被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内																																																																										
（追加）	（追加）																																																																										
被災した住宅の <u>応急修理</u>	災害発生の日から 1 月以内																																																																										
生業に必要な資金の <u>貸与</u>	災害発生の日から 1 月以内																																																																										
学用品の給与（教科書） （文房具） （通学用品）	災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内																																																																										
埋葬	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
死体の搜索	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
死体の処理	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
障害物の除去	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内																																																																										
救 助 の 種 類	実 施 期 間																																																																										
避難所の設置	災害発生の日から 7 日以内 （災害発生のおそれ段階においては、救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、救助が必要がなくなった日までの期間）																																																																										
応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から 2 0 日以内に着工 完成の日から 2 年以内																																																																										
炊出しその他による食品の <u>給与</u>	災害発生の日から 7 日以内																																																																										
飲料水の <u>供給</u>	災害発生の日から 7 日以内																																																																										
被服・寝具その他生活必需品の <u>給与又は貸与</u>	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
医療	災害発生の日から 1 4 日以内																																																																										
助産	分べんした日から 7 日以内																																																																										
被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内																																																																										
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	災害発生の日から 3 月以内																																																																										
（削除）	（削除）																																																																										
学用品の給与（教科書） （文房具及び通学用品）	災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 1 5 日以内																																																																										
埋葬	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
死体の搜索	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
死体の処理	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
障害物の除去	災害発生の日から 1 0 日以内																																																																										
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内																																																																										

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
第 3 章第 2 節 第 1 2 旧＜ P 1 5 5 ＞	5 消防団員の参集及び活動 （略） （2） 情報収集活動 携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。 （略）	5 消防団員の参集及び活動 （略） （2） 情報収集活動 消防車両等による巡回を行い、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。 （略）	消防団の装備に合わせた修正
第 3 章第 2 節 第 1 5 旧＜ P 1 6 3 ＞ 旧＜ P 1 6 4 ＞	第 1 5 避難所の設置・運営 【災害救助・ボランティア支援班／（追加）／住宅公園班】 1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 震度 6 弱以上の地震を観測した場合、全て（全地区）の避難所を開設し、その後、状況に応じて調整する。避難所の開設は、本部長の命令で指定された市職員及び自主防災組織又は自治会役員が実施する。 6 （略） 7 （略） 8 （略） 9 避難所においては、広報情報班が作成する広報紙（チラシ）、市ホームページ、インターネット等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。また、となみ衛星通信テレビやエフエムとなみに情報を提供し、放送を依頼する。 （略）	第 1 5 避難所の設置・運営 【災害救助・ボランティア支援班／市民生活班／住宅公園班】 1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 震度 5 弱以上の地震を観測した場合、全て（全地区）の避難所を開設し、その後、状況に応じて調整する。避難所の開設は、本部長の命令で指定された市職員及び自主防災組織又は自治会役員が実施する。 6 （略） 7 （略） 8 （略） 9 避難所においては、企画政策情報班が作成する広報紙（チラシ）、市ホームページ、インターネット等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。また、となみ衛星通信テレビやエフエムとなみに情報を提供し、放送を依頼する。 （略）	令和 6 年能登半島地震による開設基準の見直し 令和 6 年度組織再編に伴う修正
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 6 6 ＞ 旧＜ P 1 6 7 ＞ 旧＜ P 1 6 8 ＞ 旧＜ P 1 6 9 ＞ 旧＜ P 1 7 0 ＞ 旧＜ P 1 7 1 ＞	第 1 6 給水・ライフライン施設の応急復旧 【総務班／広報情報班／上下水道班】 第 1 （略） 1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 6 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【広報情報班】 市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、市ホームページ、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関へ発表情報は、広報情報班を通して行う。 第 2 （略） 1 電力、通信、ガス施設に関わる市の対応 （1） （略） （2） （略） （3） 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【広報情報班】 市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報	第 1 6 給水・ライフライン施設の応急復旧 【総務班／企画政策情報班／上下水道班】 第 1 （略） 1 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 6 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【企画政策情報班】 市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、市ホームページ、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関へ発表情報は、企画政策情報班を通して行う。 第 2 （略） 1 電力、通信、ガス施設に関わる市の対応 （1） （略） （2） （略） （3） 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【企画政策情報班】 市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報	令和 6 年度組織再編に伴う修正

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考
	する。 (4) (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) (追加)	する。 (4) (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) <u>6 鉄道施設等【JR西日本(株)／加越能バス(株)／市営バス】</u> <u>多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、風水害等災害発生時又は発生するおそれがある場合において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。</u> <u>(1) 公共交通機関による輸送の確保</u> <u>大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。</u> <u>(2) 運行状況の広報等</u> <u>公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅等において広報するとともに、市に対し報告する。</u> <u>また、市は、各公共交通機関の運行状況について市ホームページ等で広報する。</u>	一般災害編と整合性を図る
第3章第2節 旧＜P181＞	2 ごみの処理 (略) (4) 一度に処理できない場合は、<u>学校のグラウンド、公園等の中から一時保管場所を選定する。</u> (略)	2 ごみの処理 (略) (4) 一度に処理できない場合は、<u>市内にある公園等の公有地を優先的に選定する。</u> (略)	砺波市災害廃棄物処理計画に基づく修正
第3章第2節 旧＜P187＞	<u>第23 住宅対策</u> 【税務班／災害救助・ボランティア班／住宅公園班】 震災によって、家屋に被害を受け、自力で住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。 また、余震による被災建築物の二次災害を防止するため（追加）応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。 1 (追加) 応急危険度判定活動【住宅公園班】 地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、（追加）応急危険度判定士の協力を得て、（追加）建築物の危険度判定を実施する。 (1) 応急危険度判定の実施 ア 市は、（追加）応急危険度判定実施本部を設置（追加）し、速やかに判定実施計画を作成し、応急危険度判定を実施する。 イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。	<u>第23 住宅対策</u> 【税務班／災害救助・ボランティア班／住宅公園班】 震災によって、家屋に被害を受け、自力で住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。 また、余震による被災建築物の二次災害を防止するため<u>被災建物</u>応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。 1 <u>被災建物</u>応急危険度判定活動【住宅公園班】 地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、<u>被災建物</u>応急危険度判定士の協力を得て、<u>被災</u>建築物危険度判定を実施する。 (1) <u>被災建物</u>被災建物応急危険度判定の実施 ア 市は、<u>市内の被災状況を把握し、判定業務が必要と判断した場合は、被災建物応急危険度判定実施本部を設置するとともに災害対策本部へその旨を報告し、</u>速やかに判定実施計画を作成し、応急危険度判定を実施する。	表記の統一 令和6年能登半島地震対応に伴う追記

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考																				
	ウ 県は、市からの支援要請に基づき支援計画を作成し、市が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により市が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。 エ 市は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。 オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省及び中部圏（追加）被災建築（物）応急危険度判定協議会幹事県へ支援を要請する。 （2） （追加）応急危険度判定士への参加要請（略）	イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。 ウ 県は、市からの支援要請に基づき支援計画を作成し、市が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により市が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。 エ 市は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。 オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省及び中部圏 <u>9 県、1 市</u>被災建築<u>物</u>応急危険度判定協議会幹事県へ支援を要請する。 （2） <u>被災建物</u>応急危険度判定士への参加要請（略）																					
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 8 8 ＞	2 住家被害認定調査【税務班／災害救助・ボランティア班／住宅公園班】 住家被害認定調査は、税務班を中心に必要に応じて調査体制を構成し、災害の被害認定基準等に基づき被害認定調査を行う。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。 （追加）<u>応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果をとりまとめ、災害救助・ボランティア班がり災台帳を作成する。</u> 3 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施【住宅公園班】 住宅公園班は、住宅及び宅地の被害状況、被災地における住民の動向、応急住宅対策（<u>応急仮設住宅入居、応急住宅修理等</u>）に関する被災者の希望を調査し、県に報告するとともに、災害救助・ボランティア班が作成したり<u>災台帳</u>を基に住宅ニーズを把握する。 また、住宅相談窓口を市庁舎、避難所に設置し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。	2 住家被害認定調査【税務班／住宅公園班】 住家被害認定調査は、税務班を中心に必要に応じて調査体制を構成し、災害の被害認定基準等に基づき被害認定調査を行う。また、調査方法等に高度な専門知識・R 技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。 <u>被災建物</u>応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果を <u>各課でまとめ、被災者台帳へ反映させる。</u> 3 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施【住宅公園班】 <u>市</u>は、住宅及び宅地の被害状況、被災地における住民の動向、応急住宅対策（<u>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理</u>）に関する被災者の希望を調査し、県に報告するとともに、（削除）<u>被災者台帳</u>を基に住宅ニーズを把握する。 また、住宅相談窓口を市庁舎、避難所に設置し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。	県地域防災計画に基づき表現の統一																				
第 3 章第 2 節 旧＜ P 1 8 9 ＞	<table><tr><th>対策の種類</th><th>対策の概要</th></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td><u>住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。</u></td></tr><tr><td></td><td>（追加）</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去し保護する。</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の建設</td><td>災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。障がい者、高齢者等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。</td></tr></table>	対策の種類	対策の概要	住宅の応急修理	<u>住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。</u>		（追加）	障害物の除去	災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去し保護する。	応急仮設住宅の建設	災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。障がい者、高齢者等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。	<table><tr><th>対策の種類</th><th>対策の概要</th></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td></td></tr><tr><td>住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理</td><td><u>住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う緊急修理。</u></td></tr><tr><td>日常生活に必要な最小限度の修理</td><td><u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、必要な最小限の応急修理。</u></td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td><u>半焼、半壊又は床上浸水した住家において、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去し、当面の日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去。</u></td></tr></table>	対策の種類	対策の概要	住宅の応急修理		住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理	<u>住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う緊急修理。</u>	日常生活に必要な最小限度の修理	<u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、必要な最小限の応急修理。</u>	障害物の除去	<u>半焼、半壊又は床上浸水した住家において、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去し、当面の日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去。</u>	災害救助法改正に伴う修正
対策の種類	対策の概要																						
住宅の応急修理	<u>住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。</u>																						
	（追加）																						
障害物の除去	災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去し保護する。																						
応急仮設住宅の建設	災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。障がい者、高齢者等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。																						
対策の種類	対策の概要																						
住宅の応急修理																							
住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理	<u>住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う緊急修理。</u>																						
日常生活に必要な最小限度の修理	<u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、必要な最小限の応急修理。</u>																						
障害物の除去	<u>半焼、半壊又は床上浸水した住家において、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去し、当面の日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去。</u>																						

砺波市地域防災計画新旧対照表（地震災害編）

修正箇所・＜頁＞	旧	新	備 考				
	必要な場合、住宅公園班は、市営住宅・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じて <u>あっせん</u> を行う。 （資料 2-1 主要建設業者一覧表）	<table><tr><td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td><td><u>住家が滅失し、自らの資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。また、障がい者、高齢者等、日常生活上特別な配慮を要する者が入居する福祉仮設住宅を設置することができる。</u></td></tr><tr><td colspan="2">必要な場合、住宅公園班は、市営住宅・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じて<u>供与</u>を行う。 （資料 2-1 主要建設業者一覧表）</td></tr></table>	応急仮設住宅の <u>供与</u>	<u>住家が滅失し、自らの資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。また、障がい者、高齢者等、日常生活上特別な配慮を要する者が入居する福祉仮設住宅を設置することができる。</u>	必要な場合、住宅公園班は、市営住宅・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じて <u>供与</u> を行う。 （資料 2-1 主要建設業者一覧表）		
応急仮設住宅の <u>供与</u>	<u>住家が滅失し、自らの資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。また、障がい者、高齢者等、日常生活上特別な配慮を要する者が入居する福祉仮設住宅を設置することができる。</u>						
必要な場合、住宅公園班は、市営住宅・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じて <u>供与</u> を行う。 （資料 2-1 主要建設業者一覧表）							
第 3 章第 2 節 旧＜P 1 9 1＞	第 2 4 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付 【企画総務部／福祉市民部】 1 再建支援情報の提供 広報情報班は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体（CATV・コミュニティFM放送、市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア等）を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。また、臨時の広報紙（チラシ）等を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。	第 2 4 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付 【企画総務部／福祉市民部】 1 再建支援情報の提供 <u>企画政策情報班</u> は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体（CATV・コミュニティFM放送、市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア等）を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。また、臨時の広報紙（チラシ）等を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。	令和 6 年度組織再編に伴う修正				
第 3 章第 2 節 旧＜P 1 9 2＞	第 2 5 罹災証明書及び被災証明書の発行 【災害救助・ボランティア支援班】 罹災証明及び被災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、 <u>災害救助・ボランティア支援班は、応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果をとりまとめたり被災者台帳を基に、市民から申請があった場合、罹災証明書を発行する。</u>	第 2 5 罹災証明書及び被災証明書の発行 【 <u>税務班</u> 】 罹災証明及び被災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、 <u>税務班は、（削除）被災者台帳を基に市民から申請があった場合、罹災証明書を発行する。</u>	令和 6 年能登半島地震の教訓による分掌事務の見直し				